

日光市協働のまちづくり推進の指針



平成25年6月
日 光 市

は じ め に

「協働」という言葉を耳にすることが多くなっていると思います。聞いただけでは、共同や協同という言葉もあり、今まで使われている言葉とどこが違うのか解らないかもしれません。

「共同」とは、ごく一般的に何事かを一緒に行うことを意味しています。例えば、共同作業や共同浴場などのように用いられます。そして、「協同」とは、志が共通しており、目的達成のための方法や全体にわたっての方向が一致しているときに、何事かを一緒に行うことを意味しています。例えば、NPOやボランティア団体は、「協同」によって形成された組織でありますし、協同組合などのように用いられます。

しかしながら、現在の地域社会においては、特定の分野に限ることなく、多種多様で広範囲にわたる問題や課題が発生しています。そのため、一つの共同体だけでは、地域の全ての課題に対応することが難しい状況にあります。

そこで、「協働」という言葉が生まれました。

志や目標達成のための方法論や考え方などが完全に一致していなくても、重なり合うことのできる共通の目標に向かって、明瞭な形での協力関係を築いていくことを意味しています。英語で言うところのボレーション（協力して働く）などが用いられ、良く耳にする言葉だと思います。

市は、平成20年4月にまちづくりの最高規範となる日光市まちづくり基本条例を制定しました。この条例は、日光を愛する市民一人ひとりの心を大切にし、「心が通う温かい市民自治のまち日光」を創ることを目指しています。

市民自治のまちを創るためには、「協働」が有効な手法でありますので、「市民との協働によるまちづくり」を進めるうえでの、手引書として指針を策定しました。

この指針は、協働によるまちづくりに関する言葉や考え方を体系化しています。

地域の課題を認識し、その原因を解明し、「協働」の手法を用いて、市民の皆さんと市が同じ認識を持って、協力、連携しながら課題の解決を図ってまいります。

目次

はじめに

第1章 市民による協働とは	1
1 協働とはなにか	1
2 協働のまちづくりとはなにか	1
第2章 協働のまちづくりが求められる背景	3
1 日光市を取り巻く状況	3
(1) 市民の生活環境の変化	3
(2) 地域コミュニティの低下	3
(3) 市民活動の活発化	4
(4) 地域主権の進展	4
(5) 行財政改革への対応	4
2 協働のまちづくりの必要性	5
第3章 協働のまちづくりを進めるための考え方	6
1 協働の基本原則	6
(1) 目的共有の原則	6
(2) 対等の原則	6
(3) 相互理解の原則	6
(4) 自主性・自立性の原則	6
(5) 公開の原則	6
(6) 評価の原則	6
2 協働のまちづくりに期待される効果	7
(1) 市民にとっての効果	7
(2) 自治会など地域コミュニティにとっての効果	7
(3) 市民活動団体にとっての効果	8
(4) 企業等にとっての効果	8
(5) 行政にとっての効果	8
3 協働の担い手と取り組み（役割）	9
(1) 市民の取り組み	9
(2) 自治会など地域コミュニティの取り組み	9
(3) 市民活動団体の取り組み	10
(4) 企業等の取り組み	11
(5) 行政の取り組み	12

第4章 協働のまちづくりを推進するために	13
1 協働の形態.....	13
2 協働の領域.....	15
(1) 市民と市の協働の領域の例.....	15
(2) 市民のみの領域の例.....	15
(3) 市のみの領域の例.....	15
3 協働推進の課題と推進方策の方向性.....	16
(1) 環境の整備.....	16
(2) 情報の提供・共有.....	16
(3) 人材の育成.....	16
(4) 意識の醸成.....	17
(5) 参画機会.....	17
4 協働のプロセス（流れ）.....	18
(1) 現状の把握と協働事業の検討.....	18
(2) 協働の担い手の検討.....	18
(3) 協働事業の実施.....	19
(4) 協働事業の評価.....	19
(5) 見直しと継続.....	19
5 協働の実現に向けて.....	20
(1) 協働のまちづくりの推進体制の整備.....	20
(2) 協働のまちづくりの事例研究.....	20
(3) 協働のまちづくりの意識付け.....	21
(4) 協働のまちづくりリーダーの育成.....	21
 参考 日光市における協働のまちづくり事例.....	 22

第1章 市民による協働とは

1 協働とはなにか

協働とは、コラボレーションやパートナーシップとも言われ、市民、自治会、市民活動団体、企業及び行政などの地域を構成する様々な主体が、地域の公共的な課題を解決するために、目的を共有し、対等な立場で、お互いの責任のもと役割分担しながら連携・協力していくことです。

なお、協働すること自体は目的ではなく、課題を解決するための基盤となる方法・手段ですので、協働を用いて事業を行うことで、より良い成果が得られるよう検討する必要があります。

【ことばの解説】 コラボレーション・パートナーシップ

いずれも協働を表す言葉の一つです。

コラボレーションは、協力して働くという意味です。動詞形のコラボレートは、コラボと略され、歌手や役者が共演するときに、「AとBがコラボ」などと用いられています。

パートナーシップは、協力関係、共同、提携などの意味です。英米国では、複数の個人又は法人が共同で出資し、共同で事業を営む組織をいうこともあります。

2 協働のまちづくりとはなにか

協働は、近年の地方自治の分野において、まちづくりの取り組みに不可欠なものの一つであると言われています。

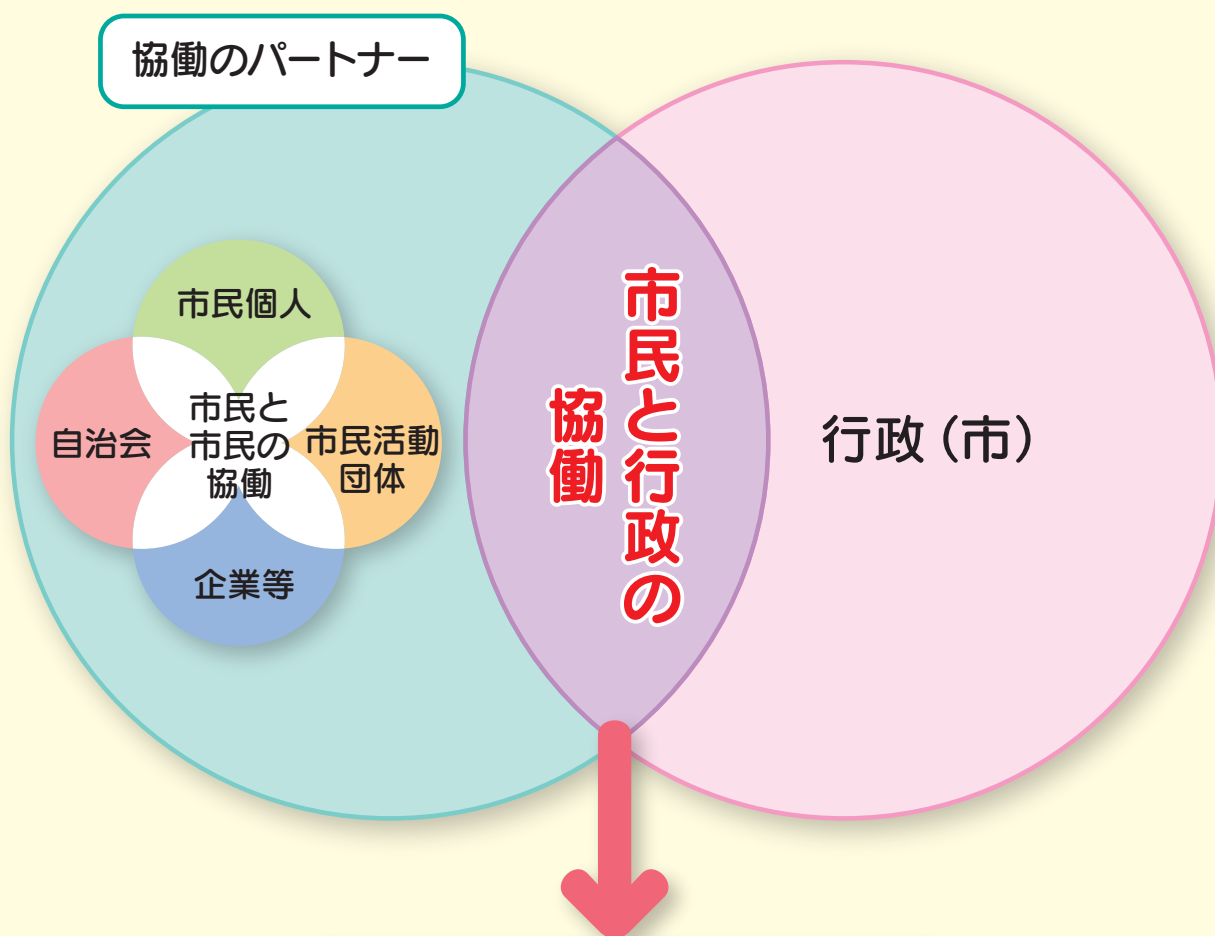
例えば、地域における課題解決において、市民だけでは解決できない問題又は行政だけでは解決できない問題がある場合に、市民や行政がお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組みを行うことが考えられます。このような取り組みが、市民と行政との協働のまちづくりです。

なお、行政サービスの提供においても、協働した方が、迅速性や柔軟性が保たれ、行政運営としての効率化が図れる場合があり、協働のまちづくりを推進する必要があります。

★取り組みの ポイント

「協働」の意味を、市民と市が共に理解し共有することから「協働のまちづくり」はスタートします。

●●●●● 協働のまちづくりの概念 ●●●●●



対等な立場で、共通の目的を持って、互いの立場の違いと役割・責任を理解した上で、互いの特性や長所を活かして協力・連携する関係

協働により地域の課題を解決

暮らしやすい地域社会を実現するために

- ・ 地域の活性化
- ・ 地域を支える人材の育成
- ・ 地域の自治意識の醸成と自立性の確保
- ・ 効果的、効率的な公共サービスの提供による安定した行財政基盤の確保

第2章

協働のまちづくりが求められる背景

1 日光市を取り巻く状況

(1) 市民の生活環境の変化

社会経済状況が変化する中で、少子・高齢化、高度情報化、国際化等が進み、市民の価値観や生活スタイルも変化しています。このため、市民ニーズは、より高度化や多様化しており、これまで市が行ってきた公共サービスの提供では対応できない様々な課題が生じています。

(2) 地域コミュニティの低下

地域においては、都市化や核家族化、少子・高齢化が進むことにより、コミュニティ意識の希薄化が生じています。このため、地域コミュニティが果たしてきた自治活動や互助活動の機能が低下する自治会もでてきています。

【ことばの解説】 地域コミュニティ

生活している場所において、仕事、行事、遊び、暮らし、祭りなどに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている、地域社会や住民の集まりをいいます。



（３）市民活動の活発化

ボランティアやNPOなどによる市民活動が活発に行われています。「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと、自らの経験や能力を生かした社会貢献活動が広がっています。地域の課題を解決するためにも、市民活動団体の先駆性や専門性、柔軟性に期待が高まっています。

【ことばの解説】 市民活動団体

社会や地域の課題解決のために自立して活動する市民による公益を目的とした非営利の自主的で主体的な社会参加活動（市民活動）の主体となる組織や団体を示す言葉であり、ボランティアやNPO法人、さらに任意の市民団体を含みます。

（４）地域主権の進展

地域主権の進展により、市においては、今までより広い分野において、画一的な行政経営でなく、地域の特性を活用した個性豊かなまちづくりが求められています。地域の事情を知り、地元に愛着を持つ市民の皆さんの意見やアイデアを尊重し、市民と行政と一緒に考え共にまちづくりを進めることが大切です。

（５）行財政改革への対応

厳しい財政状況を踏まえながら、拡大する行政課題に対応するためには、これまで以上に行財政改革を行う必要があります。限られた財源の中で、市民と行政が互いの役割を自覚し、公共サービスを実現していくという新しい行政の在り方を考える必要があります。



2 協働のまちづくりの必要性

日光市を取り巻く状況に掲げているように、社会情勢が変化し、社会のニーズが多様化しています。これまでの「公共的なことはすべて行政が行うべきである。」という考え方では対応が難しい課題もあるところです。

個別化や複雑化が進む中であって、まちづくりを進めるためには、これまで以上に市民と行政が相互に協力し合い、それぞれの個々がもっている知恵や技術、経験、情報を持ち寄ることで、きめ細やかで柔軟な対応が可能になります。

地域の課題解決のためには、行政が一元的に公共サービスを行うのではなく、多様な主体により協働で行う「新しい公共」が求められています。

【ことばの解説】 新しい公共

この考え方は、新しくできたものではありません。上記のとおり、これまでの「公共」は行政が担うものとしてきました。「新しい公共」は多様な価値観や社会変化から生まれたもので、市民と行政が共に担う公共をいいます。

協働の 必要性

少子高齢化、情報化、国際化の進展等による
市民の価値観や生活スタイルの変化

多様化・高度化する市民ニーズへの対応

市民だけで
解決できない課題

行政だけで
解決できない課題

市民のまちづくりへの参画意欲の高まり・社会貢献活動の広がり

市民と行政の力を結集し、
迅速性・柔軟性などに対応
した自立したまちづくりが
必要

地域主権の進展・自立した
まちづくりの
可能性

市民と行政との協働によるまちづくり

第3章 協働のまちづくりを進めるための考え方

1 協働の基本原則

協働のまちづくりを推進するために、次に掲げる協働の原則を担い手の共通認識とします。

(1) 目的共有の原則

協働の担い手は、何のために協働をするのかという目的と、いつまでにどのような成果を上げるのかという達成の目標を共有することが必要です。

(2) 対等の原則

協働の担い手は、上下の関係ではなく、対等な横の関係にあることを常に認識し、お互いにできることを補い合うことが必要です。

(3) 相互理解の原則

協働の担い手は、お互いの立場や特性を正しく理解し、共に支えあう良好な信頼関係を築くことが必要です。

(4) 自主性・自立性の原則

協働の担い手は、お互いの役割分担や責任を明確にし、それぞれの特性を十分に活かすよう、自主性や自立性を尊重することが必要です。

(5) 公開の原則

協働の取り組み内容は、誰でもが解るよう透明性を確保するため、積極的な情報の公開が必要です。

(6) 評価の原則

協働の成果や効果をより良い協働につなげるため、担い手による自己評価や担い手同士による評価、さらに、事業の経過や結果の第三者による評価が大切であり、評価における基準や指標を含め、仕組みづくりが必要です。

2 協働のまちづくりに期待される効果

市民と行政とが協働することは、お互いが理解しあい、役割分担しながら事業を進めていくことになり、地域の実情にあった、当事者の視点に立った課題解決を図ることが期待されます。

協働から生まれる相乗効果は、公共サービスの向上や事務の効率化、経費の削減などにもつながり、まちづくり事業の資質向上や市民が自ら考えるまちづくりに結びつきます。

これらのことから、協働事業に関わるそれぞれの主体には、次のような効果が期待されます。

(1) 市民にとっての効果

- ① ニーズに合った、きめ細やかで柔軟な公共サービスの提供を受けることができます。
- ② 地域活動に参加する機会が増え、まちづくりへの関心や参画意識が高まり、自らの意見をまちづくりに活用することができます。
- ③ 行政との距離が縮まり、市民が主体となった新しい地域社会の形成が図られます。

(2) 自治会など地域コミュニティにとっての効果

- ① 自治意識が高まることで、地域のつながりを深め、活動の場も広がり、地域活動の活性化が図られます。
- ② 情報の収集や発信を行うことで、地域の実情にあった公共サービスを受けることができます。



(3) 市民活動団体にとっての効果

- ① 市民活動団体が持っている情報や知識を市民や行政が共有し、社会における理解や評価が高まります。
- ② 行政が持つ情報や考え方を活用することができ、運営基盤の強化や政策提言能力の向上などにつながります。

(4) 企業等にとっての効果

- ① 社会貢献活動への参加機会が増え、地域社会の一員として、地域や市民との結びつきが強まります。
- ② 自らの情報や技術を活用することにより、企業のイメージアップにつながります。

(5) 行政にとっての効果

- ① 市民活動団体等の特性や専門的な技術、知識を施策に取り入れることにより、きめ細やかで柔軟な公共サービスを提供することができます。
- ② 行政とは異なる特性や考え方に触れる機会が増え、職員の意識改革や資質向上につながります。
- ③ 協働を意識することにより、行政が行う事業や組織のあり方などが見直され、行財政運営の効率化や簡素化など、行政の体質改善が図られます。



3 協働の担い手と取り組み（役割）

協働により実施する事業に応じて、市民、自治会、市民活動団体、企業及び行政などの地域を構成する様々な主体が担い手になります。それぞれの担い手は、自らの役割を認識し、次のような行動に取り組むことが大切です。

（１）市民の取り組み

地域社会への興味や関心を高め、自らできることを考え、地域活動やボランティア活動に積極的に参加、協力することが大切です。

① 情報の収集

新聞、ホームページ、市広報などの報道や講演会、セミナーなどの学習機会を通じて、地域の情報を収集し、地域の課題や魅力を見い出すことが大切です。

② 行政への参加

パブリックコメントや市民アンケート、市が公募する委員への応募など、自らの意見を示すことが大切です。

③ 地域活動への参加

自らが暮らす身近な地域における、自治会の活動やPTAの活動などに積極的に参加することが大切です。

④ 市民活動・社会貢献活動への参加

自分が持っている知識や能力、趣味を活用して、市民活動やボランティア活動に参加することが大切です。

（２）自治会など地域コミュニティの取り組み

自治会、子供会、老人クラブ、自主防災組織、防犯組織、女性の会、青少年育成団体など地縁によって組織される地域コミュニティは、住民相互の親睦と連携を図り、個人では解決できない地域の課題に対して、地域コミュニティとしてできることを考え、様々な団体や人材同士で補い合い、安心して暮らせる地域社会づくりに努めることが大切です。

① 地域の中の組織づくり

自治会は、防災、防犯、福祉、環境など日常生活のあらゆる分野において、重要な役

割を担っています。後継者の育成を含めて、地域の中の組織づくりを強化することが大切です。

② 市民同士の交流

少子高齢化や娯楽の多様化により失われつつある地域の行事をできるだけ多く開催し、市民が交流できる機会の創出や交流の場の提供を行います。

③ 地域の課題解決

地域においては、市民がお互いに助け合い自分たちの課題が解決できるよう、地域の課題を自ら認識し、自ら考え行動して解決することを推進します。

(3) 市民活動団体の取り組み

市民活動団体は、社会における役割や活動内容を積極的に社会に発信し、地域の中で市民の活動できる場や社会参画のきっかけを広く提供したり、市民活動団体同士の連携を図るなどして、活動の充実と団体の自立に努めることが大切です。

① 専門的知識や情報の活用

市民活動団体の専門的な知識や、様々な分野での活動は、行政では取り組むことが難しい課題に対しても、柔軟性や迅速性をもって対応することが可能であり、特定の目的達成のみでなく、広く専門的知識や技術を様々な機会に活用します。

② 活動の場の提供

自らの活動情報を積極的に発信することで、市民が活動できる場の提供が可能になります。

③ 活動の強化拡大

いろいろな行事に参加し、他団体とのネットワークを築きながら、自らの活動を強化拡大することが必要です。

【ことばの解説】 ネットワーク

テレビやラジオの放送通信網のことをいいます。網の目のように作られたしくみにより、情報の伝達や共有を行います。

(4) 企業等の取り組み

企業や協同組合等の民間団体は、地域社会を構成する一員として、地域に根付き社会的責任を果たすためにも、専門的な知識や技術を地域に還元することが大切です。

① まちづくりへの参加

企業は、地域の一員としてさまざまな行事やまちづくりに積極的に参加することが大切です。

② 社会貢献活動のための環境づくり

ボランティア休暇の整備など、従業員が社会貢献活動に参加しやすい職場の環境づくりが大切です。

③ 地域活動、市民活動への支援

自治会などの地域活動や、市民活動団体の活動に対して、資金的、人的支援を行ったり、自らが持っている専門的な情報や技術、知識を提供し、活動を支援することが大切です。



(5) 行政の取り組み

協働のまちづくりを積極的に進めるため、市民や市職員の協働意識の醸成に努めるとともに、市民がまちづくり活動をしやすい環境づくりや支援体制の整備に努めることが大切です。

① 情報の提供と共有

市民活動や地域の状況を的確に把握し、市の事業計画や進捗状況などとともに情報を提供して、市民と情報の共有を図ることが大切です。

★取り組みの ポイント

市の行政内部においても情報の共有を図り、所属を越えたつながりを持つことが必要です。

② 環境の整備

まちづくり活動に対する支援体制や市民活動支援センターなどの活動拠点の整備、市民と行政のネットワークづくりなど、協働の環境を整備することが大切です。

③ 参加機会の提供

市の事業に多くの市民が参加できるよう、計画策定や委員会の設置などに市民が積極的に関わられるような体制を整備することが大切です。

④ 人材の育成

各種講座や講演会などの学習の場を提供し、市民に専門的な知識を習得する機会を作り出し、協働の担い手やまちづくりリーダーを発掘し育てることが大切です。

⑤ 職員の協働意識の醸成

研修を通して職員の協働意識の向上を図り、地域や市民活動への参加を促進し、実践を通じた職員の意識づくりが大切です。

★取り組みの ポイント

職員は、市民の一人であるという意識を持ち、地域における活動へ積極的に参加することが大切です。

⑥ 協働の啓発

協働に対する理解と実践意識を浸透させていくためには、あらゆる機会を通して、協働事例のPRや啓発をしていくことが大切です。

第4章 協働のまちづくりを推進するために

1 協働の形態

協働のまちづくりを実践するにあたっては、さまざまな形の中から最も効果的な方法を選択し、実施することが望めます。事業の内容や担い手を考慮して、適切な協働の形態を選択します。

協働の形態は、次の表のとおりです。なお、既に実施している日光市における協働のまちづくり事例は22ページ以降のとおりです。

協働の形態	内容	効果	参考例
情報の共有	担い手同士がそれぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図る手法です。	市だけでは収集できない地域課題の発掘や市民ニーズの把握ができるなど、効率的な情報収集及び共有となります。市民の活動の場も広がります。	・懇談会 ・ワークショップ ・アンケート調査
課題分析・原因分析への参加	担い手同士が課題の状況を分析し、それぞれの立場から原因分析を行い、解決策へ導く手法です。	当事者のみでなく、多くの人により課題の原因を分析することで、自らが課題を解決するという意識が醸成され、解決に向けた真の方向性が得られます。	・プラットフォーム ・意見交換会 ・市民会議
政策提案・計画策定への参画	担い手が持つ知識や経験、情報を生かした意見や提案を市政経営に取り入れる手法です。	専門的知識や多様な独創的な発想を取り入れることができます。市民も積極的に市政に参加する意識が育まれます。	・公募委員への応募 ・パブリックコメントの提出 ・企画提案の募集への応募
共催	複数の担い手が、共に主催者になって事業を行う手法です。	それぞれの担い手の持つ、資源や特性を生かすことになり、単独事業よりも内容の充実が図られます。	・講演会、講習会、イベントの開催
後援	担い手が主催者として実施する公共性の高い事業に対して、市が後援として支援する手法です。	市が後援することで、社会的な信用度が増すことから、事業を効果的に行うことができます。	・講演会、講習会、イベントの開催

協働の形態	内容	効果	参考例
実行委員会・協議会	複数の担い手が構成員となって新たな組織を作り、その組織が主催者となって事業を行う手法です。	事業の初期段階から適切な協力関係が構築され、規模の大きな事業を実施することができます。	・ イベントの開催
事業協力・協定	担い手同士がそれぞれの特性を生かし、一定期間、継続的に協力して事業を行う手法です。	事業の目的や役割分担、経費負担などを取り決めた協定書を取り交わして事業を行うため、安定した関係のもとで比較的長い期間の事業が実施できます。	・ 公園などの公共施設管理
補助	共通の目的を持った担い手に対して、事業を実施するための資金の支援を行う手法です。	担い手の自主性や自立性が尊重されます。ただし、補助する側と補助される側という立場の違いから対等性を失いやすいことに注意が必要です。	・ 各種補助金
委託	本来、市の責任で行う事業を他の担い手に委託する手法です。	担い手の専門性、先駆性、柔軟性などの特性が発揮され、よりきめ細やかなサービスが提供可能になります。	・ 外部委託 ・ 指定管理者制度

【ことばの解説】 ワークショップ

本来、作業場や工房を意味しますが、ここでは、体験型講座をいいます。ワークショップは、勉強会や問題解決の手法であり、参加者が自発的に作業や発言を行える環境を整え、司会進行役が話をまとめながら、参加者全員が体験を通して、学習したり、解決策を導き出したりするものです。

市民が中心になって地域の課題を解決しようとする場合には、この手法がよく用いられます。

【ことばの解説】 プラットフォーム

協働の形態の一つで、様々な人が共通する課題に応じて集まり、それぞれが得意とする知識や技術や人のつながりを活かし、課題解決や新たな企画を作り事業を実施していくものです。プラットフォームは、駅のフォームのことですが、様々な人が色々な方面から集まり、同じ方向（目的）を目指す様が、電車のプラットフォームに似ていることから、この言葉を用いています。

2 協働の領域

地域における課題解決は、市民が活動する領域と市が活動する領域があります。まちづくりにおいて、市民と市が協働しやすい領域は、これらの領域が重なり合う部分です。

協働の領域と協働の形態

協働の領域	市民の領域				市の領域
	市民のみの領域	市民と市の協働の領域			市のみの領域
領域の内容	市民主体	市民主導	市民と市	市主導	市主体
	市民の自己決定・自己責任によって主体的に活動する領域	市民の主体性のもとに市の協力を得て活動する領域	市民と市が連携・協力して活動する領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得て活動する領域	市の責任と主体性により独自に活動する領域
協働の形態		補助、助成、後援、事業協力	原因分析、共催、実行委員会、事業協定、委託	政策提案、事業協力、委託	

(1) 市民と市の協働による領域の例

- ① 地域社会との密接な連携が必要な例
防犯・防災、青少年の問題、ごみの減量化などの環境問題
- ② 福祉など地域ごとにきめ細やかな対応が必要な例
高齢世帯や高齢者の生活支援、障がいのある方の支援、子育て支援等
- ③ 専門性や先駆性が求められる例
生涯学習の推進、芸術・文化活動、スポーツ、男女共同参画の推進等
- ④ 市民や市が主導する例
補助金を活用した事業、まちづくり活動事業、地域課題の発掘、行政計画策定への参加、パブリックコメント、アンケート調査等

(2) 市民のみの領域の例

自治会活動、地域の祭りや行事、隣近所の付き合い、私的な活動

(3) 市のみの領域の例

各種公共事業や施設整備事業、許認可、行政処分、公権力の行使（課税等）

3 協働推進の課題と推進方策の方向性

協働のまちづくりは、これまでも各分野において実施されています。

しかし、協働についての意識の共有や担い手の役割分担の明確化などがなされていない場合があり、協働による事業効果の把握が難しい状況です。

これらのことから、協働のまちづくりを進めるうえでの課題を整理し、方向性を示します。

(1) 環境の整備

協働の担い手である市民と市とが相互交流し、市民の意見を交換する場が必要であり、市民活動支援センターなどの活動拠点の整備に加え、協働を進めるための具体的な制度、仕組みの検討、整備を行っていくことが必要です。

(2) 情報の提供・共有

協働は、担い手の自主性と相互の信頼により行われるべきものであり、情報の提供と共有が重要な要素となります。担い手は可能な限りにおいて、協働のまちづくりの推進が図られるように、情報を提供、共有することが必要です。

(3) 人材の育成

「まちづくりは人づくり」と言われるように、協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材が必要であり、協働による事業実施を円滑に推進するために、熱意がありリーダーになれるような人材の育成が必要です。

★取り組みの ポイント

まちづくりのリーダーは、先頭にたって進んでいく人ということではなく、広い視野を持って、様々な担い手の調整を図れる人が求められます。

まちづくりに、いつも同じメンバーが集まるのではなく、できる限り多くの市民がかかわり合えるよう、誰もが日頃からコミュニケーション能力やファシリテーション能力を身につけるよう努めることが大切です。

【ことばの解説】 コミュニケーション

この言葉の意味は、知覚、感情、思考の伝達と定義されています。実際には、もう一歩進んだ意味で、人と人との間で「意志の疎通」、「心や気持ちの通い合い」、「お互いに理解し合う」ことが行われて、始めてコミュニケーションが成立したとされ、一方通行ではなく相互に理解することを表しています。

【ことばの解説】 ファシリテーション

一般的には、会議が円滑に運営されるように行う、議事進行の技術と捉えられていますが、様々な場面で、集団の意見を調整する場合に用いられます。会議や活動に参加している人の発言を促したり、話の流れを整理したり、認識の一致を確認したりする行為です。そして、このファシリテーションを行う人をファシリテーターといい、話し合いなどの内容に対して中立、公平な立場を保ち、議論の交通整理をして参加者の能力を引き出し、舵をとっていく役割を果たします。

(4) 意識の醸成

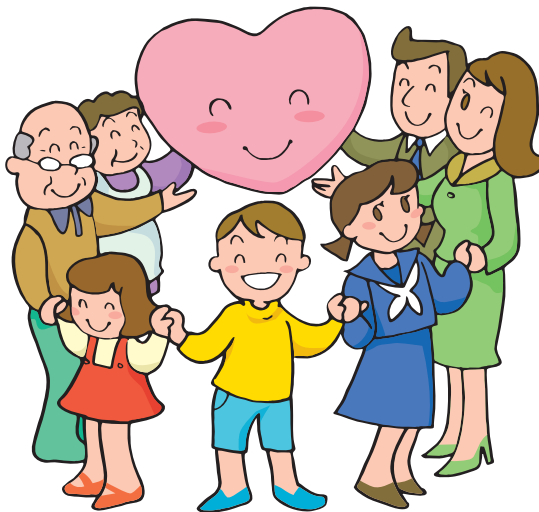
これまでは、まちづくりは行政が行うものであり、市民は意見や要望を提出するものという考え方が一般的でした。

しかし、これからは、「自分たちの地域は自分たちで作る」という目的を持って、自己責任、自己決定という意識を持って行動することが必要です。

(5) 参画機会

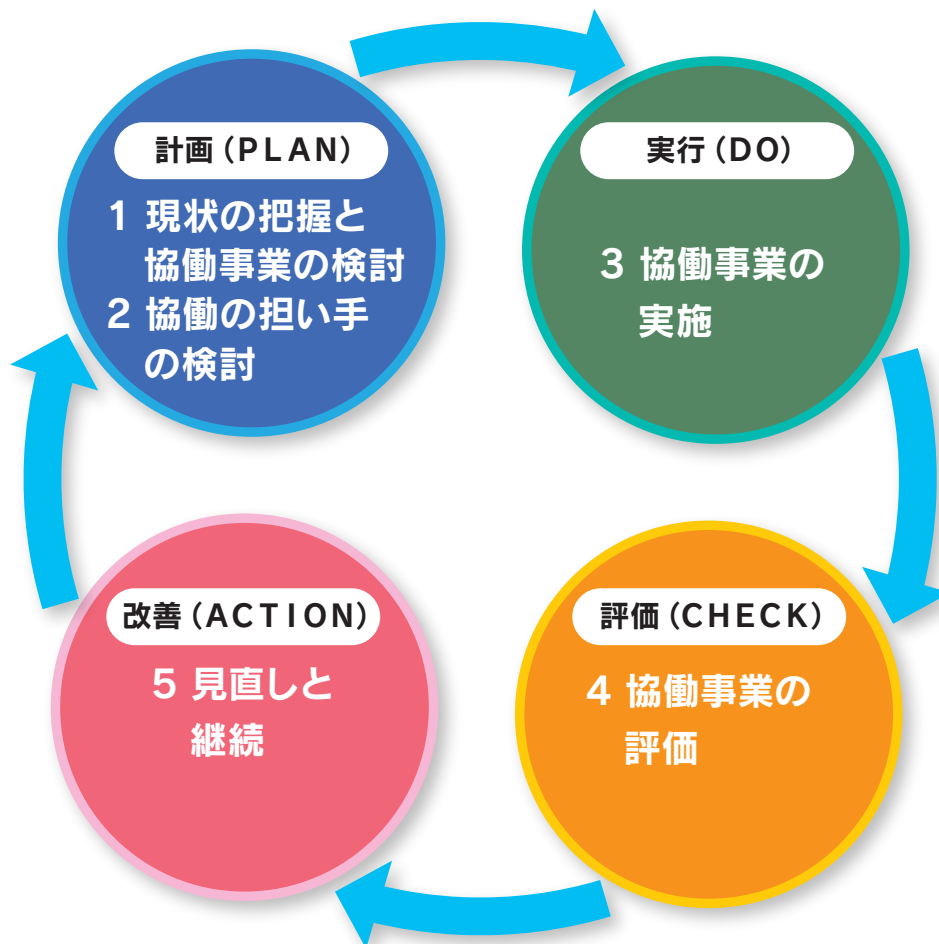
まちづくりを進めるうえで、これまでの行政主導による事業の実施では、柔軟で効果的な対応が難しくなっています。

こうしたことから、協働によるまちづくりが一層望まれています。協働の前提は市民の市政経営への参加ですので、今後においては、市政における政策形成、企画立案、事業実施などに対し、積極的な市民の参画が必要です。



4 協働のプロセス（流れ）

協働のまちづくりを進めるためには、目的の確認や協働の担い手、役割分担の決定などの過程が大切になります。その進め方は、事業の内容によって工夫が必要ですが、基本的には次のような流れになります。



（１）現状の把握と協働事業の検討

地域が抱える課題を共有し、どこに問題があるのか、どうすれば解決できるのかを検討し、事業の目的を明確にします。そのうえで、協働により事業を行うことが適切か、単独で事業を行うよりも、市民サービスの向上、市民参画、事業の効率化などの相乗効果が期待できるかなど検討します。

（２）協働の担い手の検討

事業の内容に合わせ、役割を十分に発揮できる担い手を決定します。さらに、役割分担、費用及び責任の所在を明らかにし、事業内容を共通認識します。

(3) 協働事業の実施

担い手の特性や長所を活かせる適切な実施方法により事業を実施します。実施方法は、事業の目的や期待される効果、互いの役割等を総合的に判断して、ふさわしい手法を選択します。

なお、事業の進捗状況の確認や情報の共有を随時行うことが大切です。

(4) 協働事業の評価

事業実施後は、事業の経過や結果について評価を行い、効果や課題を検証します。

(5) 見直しと継続

評価結果に基づき、事業の見直しを行います。事業の実施結果を公開し、次回の協働事業に生かします。



5 協働の実現に向けて

協働によるまちづくりは、既に実施されているものですが、各種事業が協働により実施されているという位置付けが不十分です。この指針に基づき協働によるまちづくりを進めるため、いくつかの方策を講じます。

なお、これらの方策を進めるために、この指針を具体化した行動計画を策定します。

(1) 協働のまちづくり推進体制の整備

地域の課題を解決するために、協働の手法を用いるべきかどうか、実施した協働によるまちづくりの進捗状況の把握、さらに、今後に活かすための事業の評価を行うため、協働のまちづくりを推進する合議体を構築します。

★取り組みの ポイント

協働によるまちづくりを推進するための、(仮称) 協働のまちづくり推進協議会等の組織を設置します。

設置する合議体は、事業に協働の手法を用いるかどうかを判断する分野別の組織と実施した協働のまちづくり事業を総合的に評価し、事業の見直しや助言を行う総括的な組織になります。

(2) 協働のまちづくりの事例研究

既に実施されている協働の事例を掲げ、協働によるまちづくりがうまくできたかどうかを検討します。なお、協働の事例については、情報の共有を図ります。

★取り組みの ポイント

情報を共有するため、市広報やホームページなどにより協働の事例を公表します。

協働の事例を研究することにより、それぞれの事例において協働の手法が適していたのかわかることができます。また、その結果は、今後の協働のまちづくりに活用します。

(3) 協働のまちづくりの意識付け

協働によるまちづくりをより多くの市民が認識できるよう、協働に関する講演会や研修会、フォーラム（公開で行う討論形式の講演会など）を実施します。

★取り組みの ポイント

この指針をPRすることも含めて、協働をテーマにした講演会等を開催します。

(4) 協働のまちづくりリーダーの育成

協働を理解し、課題を的確に捉えて活動できる人材を育成するため、コミュニケーション能力やファシリテーション能力などを身に着けるための勉強会を実施します。

★取り組みの ポイント

協働のまちづくりは、市民の誰もが取り組めますが、まちづくりリーダーや地域のリーダーとなる人材を育てるために講座を開催します。



参考 日光市における協働のまちづくり事例

日光市では、既に次に掲げるとおり様々な事業を協働により実施しています。事例は一例になります。

協働の形態	概 要	事 業 名
情 報 の 共 有	●ほっとトーク 市民と市長が直接意見交換を行う話し合いです。市内各地域に会場を設け、テーマを決めて、市民の要望に直接答えます。	広聴事業
	●男女共同参画フォーラム・セミナー開催 男女共同参画社会づくり市民会議と市が主催する講演会及び各地域におけるセミナーを開催します。	男女共同参画推進事業
	●きらりびと養成講座開催 日光の自然、文化、生活等を探求している人物に焦点を当て、その人物の活動内容・生き方を学ぶことを通して、自らも日光の環境をいかしながら、日光の自然、文化、生活等を探求していこうとする人物の育成を目指し、講座を開催します。	講座等開催事業
課 題 分 析	●行政評価市民委員会 市が実施する事務事業は「計画・実行・評価・改善」というサイクルで行います。このうち事務事業の評価を行う市民会議です。	行政改革事業
政 策 提 案	●安全で安心なまちづくり推進市民会議 安全で安心なまちづくりを推進するため、公共施設等の環境整備や市民一人ひとりの意識向上、地域や行政等の関係機関の連携を検討する市民会議です。	安全で安心なまちづくり推進事業
	●伝統工芸育成事業検討委員会 日光地域における日光彫等の伝統工芸育成を検討する市民会議です。	地域振興事業
	●鬼怒川温泉駅前周辺公共施設整備検討委員会 藤原地域における鬼怒川温泉駅前の整備を検討する市民会議です。	地域振興事業
	●栗山地域魅力ある観光地づくり検討委員会 栗山地域の基幹産業である観光の振興を図るため、魅力ある観光地づくりを検討する市民会議です。	地域振興事業
計 画 策 定	●日光ブランド推進計画策定委員会 日光ブランド推進計画を策定するための市民会議です。	日光ブランド推進事業
	●日光市協働のまちづくり推進の指針策定委員会 協働のまちづくり推進の指針を策定するための市民会議です。	市民との協働のまちづくり推進事業
共 催	●里の守サポート事業（土呂部地区ボランティア交流促進事業） 地域外の人材（ボランティア等）を活用し、土呂部地区内の課題解決（冬期：除雪、夏期：草刈）を図ります。また、地域資源を活用して地域外の方々と交流を図ることにより地域の活性化を目指します。さらに、安全で安心な生活ができるコミュニティの維持を図ります。	高齢化集落対策事業

協働の形態	概 要	事 業 名
	●落合レストランの開催 子ども会が主体となり、みんなでおいしい料理を作り、おいしくいただくという事業です。石窯ピザ、パエリア、じゃがバター、肉の包み焼き、焼きそば、焼きとり、とん汁、わたあめ、チョコバナナの9つのメニューを石窯や鉄板などを使って料理します。	落合支部子ども会連絡協議会事業
実行委員会 後 援	●今市屋台まつり開催 伝統ある彫刻屋台6台と花屋台4台が繰り出し、お囃子の競演を行います。	中心市街地活性化推進事業
実行委員会	●ボランティア市民活動フェスタ開催 実行委員会（各種市民活動団体から選出された委員）を組織し、各団体の事業報告、展示、発表をフェスタというイベントを媒体として実施します。	ボランティア活動支援事業
	●日光そばまつり開催 市内はもとより、全国各地のそば自慢のお店が出店し、そばのまち日光を発信します。そば打ち体験、段位認定大会、物産展やアトラクションを開催します。	そばのまちづくり推進事業
	●ツール・ドNIKKO開催 市内に設定したコースを自転車で走るイベントです。競争するものではなく、自然や歴史、文化に触れ、景観を楽しみながら走ります。	体験・交流型観光推進事業
	●日光学まつり・食の文化祭開催 【試食コーナー】 市内名産物を販売業者により、試食を提供します。 【展示コーナー】 それぞれの家に昔から伝わっている特産品を活用した料理、各地域の行事などに昔から作られていた伝統的な料理を展示し、レシピを配布します。 出店・出品者と参加者が、名産物の特色や料理の作り方を話し合い、交流します。	生涯学習推進事業
	●日光市民文化祭開催 市内各地域において文化祭を実施します。	文化振興事業
	●日光杉並木マラソン大会開催 早朝の例幣使街道を走る「夏のマラソン」で、3キロメートル、5キロメートル、10キロメートルの3コースを設定します。	体育協会事業
	●日光けっこうフェスティバル開催 秋の花火大会、ほか自然に親しむ各種イベントを開催し、印象に残る日光の秋を楽しんでいただきます。また、イベント開催により日光地域の地場産業等の振興にも寄与します。	観光事業
	●わたらせ渓谷鐵道各駅イルミネーション事業 わたらせ渓谷鐵道の利用促進及び活性化を図るため、沿線の市民活動団体、自治会、鉄道会社及び自治体などが関係する各駅のイルミネーション事業の運営を行います。	わたらせ渓谷鐵道利用促進事業
	●平家大祭開催 平家落人の復興を願い開催される華やかな祭典であり、「平家絵巻行列」では、勇敢な武士に扮した行列が、湯殿山神社から平家の里までの道のりを練り歩きます。	観光事業（湯西川流域活性化事業）

協働の形態	概 要	事 業 名
協 議 会	●奥日光清流清湖保全協議会 県、市及び関係機関が、奥日光の川、湖の保全に関して協議をする会議です。 市民を対象に奥日光水環境セミナー実施し、湯ノ湖コカナダモ除去及び湖畔清掃等を実施します。	奥日光環境保全事業
事 業 協 力	●まちづくりアカデミー開催 まちづくり基本条例の普及啓発事業として高校生を対象に大学教授による講演や、グループディスカッション、各学校から自分たちができるまちづくりについて企画書を作成し、企画を実行します。	市民との協働のまちづくり推進事業
	●クリーン大作戦実施 自治会を中心に自らの地域の一斉清掃（年2回）を実施します。	ポイ捨て防止対策事業
	●クリーンパートナー制度 制度に登録した担い手が、原則年6回以上、指定した箇所の清掃等を行ないます。登録時に、清掃時着用ベスト・ほうき・ちりとり・ごみ袋等の清掃用品を配布するほか、清掃箇所に管理者の看板を設置します。	公共施設里親制度推進事業
	●湧水ボランティア 日光の水環境は、源流域としての役割があり、日光連山に降り注いだ水が、湖、滝、河川に流れ出すとともに、地下に浸み込み扇状地での湧水や地下水として脈々と流れています。これらの湧水を守っていくために湧水の調査を行います。	湧水地保全整備推進事業
	●学校支援ボランティア推進活動 地域、学校、家庭が連携・協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えます。学校支援ボランティアは登録制であり、平成24年10月時点で260名となっています。	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
補 助	●市民団体活動支援事業費補助金 市民団体が、市民に広く参加を求めるまちづくり活動に対する支援を行います。	まちづくり活動支援事業
	●個性ある地域振興事業費補助金 市民団体が、市全体が元気になる事業や地域のために頑張る事業を実施する場合に支援を行います。	まちづくり活動支援事業
	●移動支援事業 障がいのある方の生活に必要な移動および移動先で介助する事業者には補助金を支給します。	地域生活支援事業
	●訪問入浴サービス事業 障がいのある方の自宅へ訪問し入浴を介助する事業者には補助金を支給します。	地域生活支援事業
	●在宅介護オアシス支援事業 乳幼児及び児童、障がいのある方、高齢者に日常的な集いの場を提供し、在宅介護を支援する事業者には補助金を支給します。	在宅介護オアシス支援事業

協働の形態	概 要	事 業 名
	●道路愛護作業の実施 地域住民が行う、国県市道の環境美化活動において、市が清掃器具や保安用品の貸し出しを行うとともに、実績に応じて助成金を支給します。	道路維持事業
	●河川愛護作業の実施 地域住民が行う、1、2級河川及び普通河川の環境美化活動において、市が清掃器具や保安用品の貸し出しを行うとともに、実績に応じて助成金を支給します。	用水路整備事業
	●道路補修資材支給 生活上重要な認定外道路の整備を自治会が実施する場合に整備に必要な補修用材料を支給します。	道路維持事業
	●地域緑化活動支援事業 自治会が実施する地域の緑づくり活動を推進するため、緑化における苗木、樹木、肥料、用具等の購入に対し補助します。	緑化推進事業
委 託	●市民活動支援センター運営事業 ボランティア・NPOなどの市民活動団体の活動拠点である市民活動支援センターの管理運営を指定管理者に委託します。	市民との協働のまちづくり推進事業
	●家庭児童相談室事業 家庭児童福祉に関する課題に対応するため、専門的知識を有する相談員を配置し、相談業務を実施します。	児童福祉事業
	●訪問給食業務委託 NPO法人等への委託事業であり、昼食を調理し、宅配します。訪問時には、高齢者の安否確認を行います。	高齢者生活支援事業
	●障がい福祉事業所における共同・新規受注委託 複数の福祉事業所が協力し合って、民間企業や官公庁を訪問し、新規受注開拓を行います。	障がい者就労支援事業
	●暮らしのお手伝い事業 高齢者の家周りの手入れ、修繕、家事などの日常生活上の支援事業です。	暮らしのお手伝い事業
	●放課後児童クラブ運営委託費 市内各所の放課後児童クラブの運営を委託します。	放課後児童健全育成事業
	●市施設指定管理委託 市が保有する施設の管理運営を指定管理者に委託します。	指定管理

平成25年(2013年)6月
〈編集・発行〉 日光市企画部地域振興課
〒321-1292 日光市今市本町1番地
TEL 0288-21-5147 FAX 0288-21-5109
E-mail chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp

